

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 5 月27日
【計算期間】	第11特定期間(自 2019年 8 月29日 至 2020年 2 月28日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型 （為替ヘッジあり）予想分配金提示型 アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型 （為替ヘッジなし）予想分配金提示型
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 和子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント
【事務連絡者氏名】	岡本 江里子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント
【電話番号】	0 3 - 5 9 6 2 - 9 1 6 5
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド^{*1}を通じて、主として新興国^{*2}の株式に分散投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

*1 マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドです。

*2 新興国とは、一般的に経済が成長段階あるいは発展途上にある国々のことをいいます。エマージング国、発展途上国等と称されることもあります。

マザーファンドでは、一部新興国で事業を行う先進国の株式に投資する場合があります。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、Cコース、Dコースそれぞれ金3,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分...追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分...海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分...株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル (日本含む)		Cコース
一般	年 2 回	日本	ファミリー ファンド	あり
大型株	年 4 回	北米		(フルヘッジ)
中小型株	年 6 回(隔月)	欧州		Dコース
債券	年12回(毎月)	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
一般	日々	オセアニア		
公債	その他()	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分...その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

・決算頻度による属性区分...年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分...エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分...ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分...

Cコース：為替ヘッジあり（フルヘッジ）

目論見書または投資信託約款において、全ての資産に為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

Dコース：為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

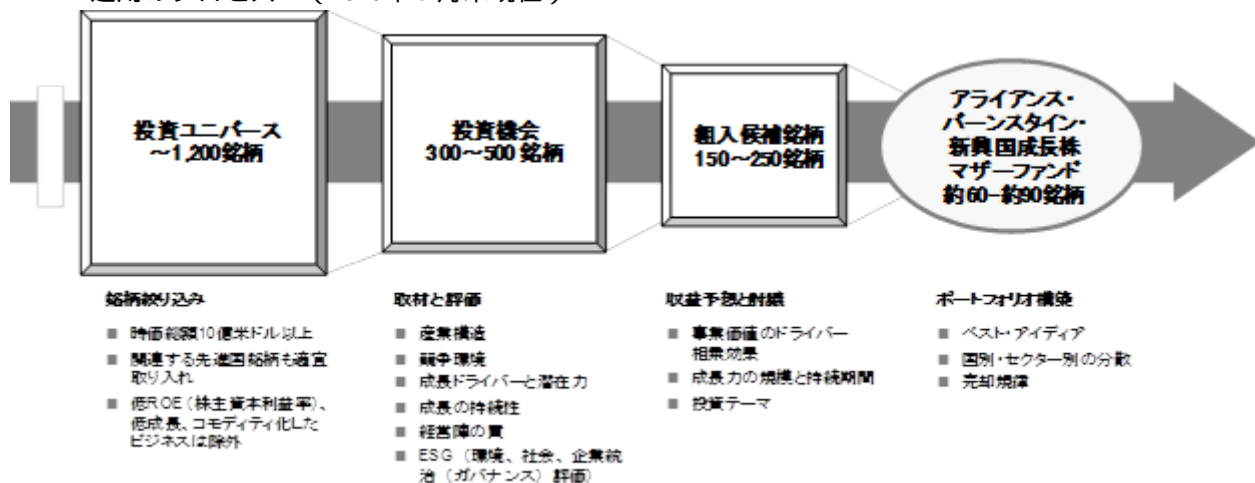
為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- a. マザーファンドを通じて、主として新興国の株式に分散投資します。
- b. アナリストの徹底した調査に基づきポートフォリオを構築します。

<運用のプロセス>（2020年3月末現在）



- エマージング・マーケット・グロース株式運用専属のアナリストを中心に、アライアンス・バーンスタイン（以下、「A B」）^{*}のグロース株式のアナリストが徹底した現地調査を行い、企業の成長性や競争力、コーポレート・ガバナンス等を精査します。

^{*} アライアンス・バーンスタインおよびA Bには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

- アナリストは、長期的視点に立って企業の業績予想を行います。企業分析にあたっては、コーポレート・ガバナンス、カンントリー・ガバナンスの要素を考慮します。
- 経験豊富な運用チームが、アナリストのベスト・アイディアを基に、リサーチ・チームの見解、マクロ経済や政治情勢、ポートフォリオ全体のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

- ポートフォリオ全体のリスク管理等は、上記の運用チームが中心となって行います。

上記の内容は、今後変更する場合があります。

- c. 「Cコース（為替ヘッジあり）」と「Dコース（為替ヘッジなし）」の2本のファンドがあります。

- Cコース（為替ヘッジあり）

実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

- Dコース（為替ヘッジなし）

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジは、主として米ドルで行うため、米ドルとその他通貨間の為替変動の影響を受ける場合があります。
- Cコース（為替ヘッジあり）とDコース（為替ヘッジなし）の間でスイッチングが可能です。

販売会社によって、取扱いのファンドおよびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

d. マザーファンドおよびCコース（為替ヘッジあり）の運用の一部は、A Bのグルー・プ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：

マザーファンドの株式等の運用およびCコース（為替ヘッジあり）の為替ヘッジ

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■ 委託先（投資顧問会社）：

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするA Bは、総額約5,418億米ドル（2020年3月末現在、約58.5兆円^{*}）の資産を運用し、米国をはじめ世界25の国・地域、51都市（2020年3月末現在）に拠点を有しています。

^{*}米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝107.955円（2020年3月31日のWMロイター）を用いております。

e. M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み）^{*}をベンチマークとします。

■ Cコース（為替ヘッジあり）

M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ヘッジベース）^{*}

■ Dコース（為替ヘッジなし）

M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ベース）^{*}

^{*} M S C I エマージング・マーケット・インデックスとは、M S C I I n c . が世界のエマージング諸国の株式市場のパフォーマンスを測るために開発した指数で、各国の株式時価総額等をベースに算出されたものです。M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ヘッジベース）は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、米ドルベース）をもとに、為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して委託会社が円ヘッジベースに換算したものです。M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ベース）は、M S C I エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、米ドルベース）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。

また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

f. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

g. 毎月決算を行い、毎計算期末の前営業日の基準価額に応じた分配を目指します。

分配方針

■ 原則として、毎決算時（毎月28日。休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき分配します。

- ・ 計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額（1万口あたり、税引前）
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。

基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。

分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<収益分配金に関する留意事項>

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

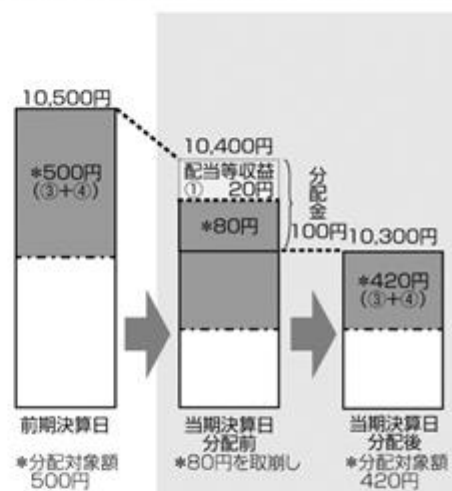
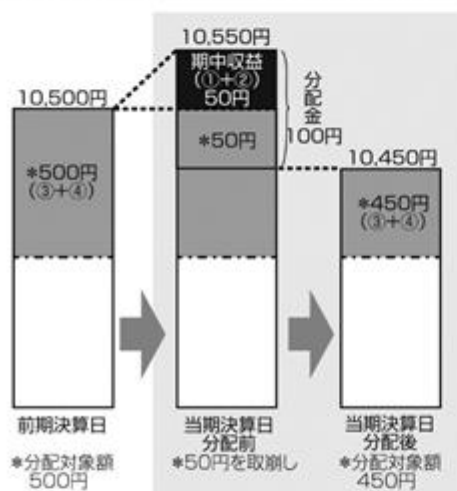


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

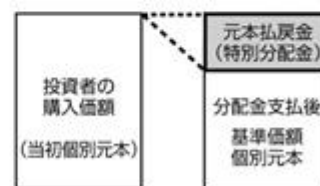
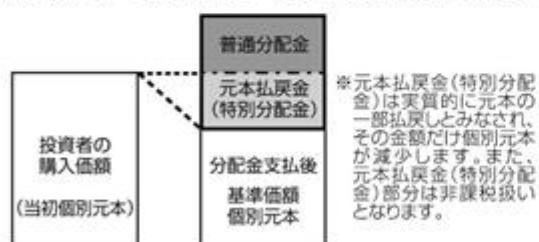
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額（特別分配金）だけ減少します。

(2)【ファンドの沿革】

2014年8月28日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

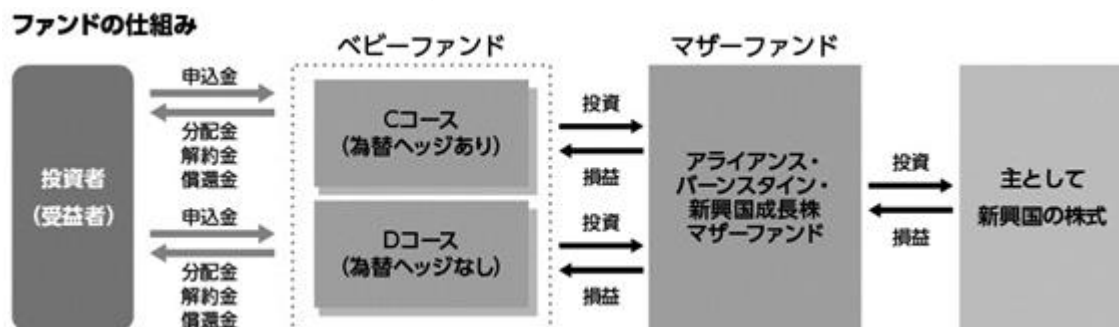
2019年11月28日 信託期間満了日を2024年8月28日から2034年8月28日に変更。

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。



ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

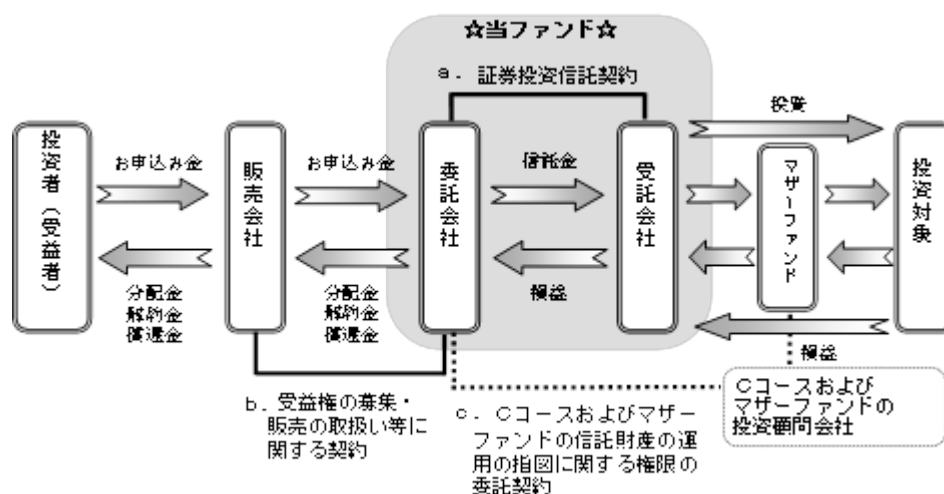
マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合があります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。

販売会社によって、取扱いのファンド、収益分配金の受取方法およびスイッチングの取扱い等は異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。



< 販売会社 >

- ・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

< 委託会社 >

アライアンス・バーンスタイン株式会社

- ・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

< 受託会社 >

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< Cコースおよびマザーファンドの投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・Cコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図の一部（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．Cコースおよびマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において、Cコースおよびマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2020年3月末現在）

b．委託会社の沿革

1996年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立。

2000年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更。

2000年1月1日 アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店から、営業を譲り受ける。

2006年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更。

2016年4月1日 アライアンス・バーンスタイン証券会社 東京支店から、事業の一部を譲り受ける。

c．大株主の状況

（2020年3月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345番	32,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として新興国の株式に分散投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用態度

a．アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

b．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

c．Cコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ること基本とします。

Dコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

d．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条20項に規定するものをいい、Cコースの信託約款第24条、第25条および第26条ならびにDコースの信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りま
- c．金銭債権
- d．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

- a．為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券
- n．投資証券、投資法人債券または外国投資証券
- o．外国貸付債権信託受益証券
- p．オプションを表示する証券または証書
- q．預託証書
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券
- t．抵当証券
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なおa．の証券または証書、l．ならびにq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券およびl．ならびにq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものおよびn．に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドおよびCコースの信託財産の運用の指図に関する権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を以下の者に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

上記の運用体制等は、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として、毎月28日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a．配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

b. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

なお、マザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（以下同じ。）

d. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財

産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

g. 先物取引等の運用指図および範囲

- (イ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 g. で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ハ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- () 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- () 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲 a. から d. 」に掲げる金融商品で運用している額（以下、「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同

じ。) に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

- () コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 % を上回らない範囲内とし、かつ本 g . で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 % を上回らない範囲内とします。

h . スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

i . 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の

時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ホ) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ヘ) 上記(ホ)においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(チ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(リ) 本 i . に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ヌ) 本 i . に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

j . デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

k . 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．信用取引の指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

() 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

() 株式分割により取得する株券

() 有償増資により取得する株券

() 売出しにより取得する株券

() 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

() 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

b．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ただし、Dコース（為替ヘッジなし）では、原則として為替ヘッジは行いません。

c．有価証券貸付けの指図・目的・範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けの指図をすることができます。

() 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

d．一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

e．資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンドの投資方針等

基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主として新興国の株式に投資します。

b. 運用態度

(イ) 主として新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

(ロ) エマージング市場担当アナリストの徹底した個別企業分析に基づき成長性が高いと判断される銘柄を選択します。

(ハ) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

(ニ) 外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

(ホ) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

c. 主な投資制限

(イ) 株式への投資には、制限を設けません。

(ロ) 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

(ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ニ) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ト) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(チ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

為替変動リスク

Cコース（為替ヘッジあり）

実質外貨建資産について外国為替予約取引、通貨先物取引、通貨オプション取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の国の金利が日本の金利に比べ高い場合には、金利差相当分のヘッジ・コストがかかり、収益力が低下すること考えられます。

為替ヘッジは主として米ドルで行いますが、ファンドの純資産残高、通貨別構成比、市場環境等を勘案し、米ドル以外の当該エマージング国の通貨で為替ヘッジを行うこともあります。なお、外国為替予約取引等のできない国の通貨については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。米ドル以外の通貨の実質外貨建資産の為替ヘッジを米ドルで行う場合、米ドルと当該通貨の間の為替変動が基準価額に影響を及ぼします。

Dコース（為替ヘッジなし）

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額に影響を受けます。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング諸国市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング諸国市場は先進諸国の金融・証券市場に比べカントリー・リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。エマージング諸国（新興諸国）市場の株式は、一般に先進諸国の株式に比べ流動性リスクが高くなります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

インデックスの下落に伴うリスク

Cコース（為替ヘッジあり）はMSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ヘッジベース）、Dコース（為替ヘッジなし）はMSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ベース）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながる可能性があります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

マザーファンドは主としてエマージング諸国市場に投資を行います。国によっては投資口座の開設手続き等に時間を要し、予定した時期に金融商品等の組入れを開始することができない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

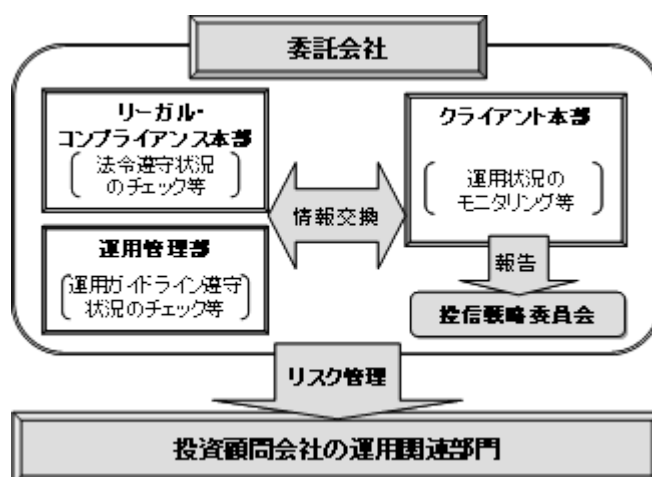
投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが常時、ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレーティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

<参考情報>

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

Cコース（為替ヘッジあり）



Dコース（為替ヘッジなし）

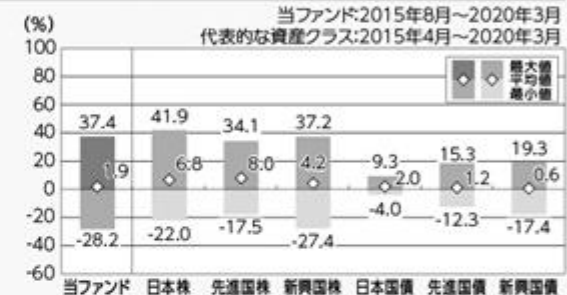


※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2015年4月末の基準価額を10,000として指数化しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を表示しております。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づき計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株……TOPIX（東証株価指数、配当込み）

先進国株……MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

■ TOPIX（東証株価指数、配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。■ MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。■ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。■ NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。■ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。■ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める申込手数料率については、各販売会社にお問い合わせください。

スイッチング（乗換え）のお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

Cコース、Dコースそれぞれに、収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取る一般コースと、収益分配金を再投資する自動けいぞく投資コースの2つのコースがあります。自動けいぞく投資コースの収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として購入時にお支払いいただく費用です。

販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年率1.848%（税抜1.68%）。

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）および役務の内容は、以下のとおりです。

委託会社	年率0.9%	委託した資金の運用、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.7%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	年率0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

Cコースおよびマザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

ファンドの信託報酬(消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。
- 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記「その他の費用」のうちa.およびb.に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
- 有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

- c．目論見書作成、印刷および交付に係る費用
- d．運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- e．受益権の管理事務に係る費用
- f．信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
- g．この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
- h．信託財産の監査に係る費用
- ．この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。上記およびのうち、主な手数料等を対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- ・金融商品等の売買委託手数料は、組入金融商品等の売買の際に売買仲介人に支払う手数料です。
- ・外貨建資産の保管等に要する費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用です。
- ・法定書類関係費用は、印刷業者等に支払う法定書類の作成・印刷・交付および届出に係る費用です。
- ・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)）を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(ロ) 損益通算について

確定申告により、普通分配金（申告分離課税を選択したものに限ります。）ならびに一部解約時および償還時の譲渡損（または譲渡益）は、上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡益（または譲渡損）ならびに特定公社債等の利子所得および譲渡益（または譲渡損）と損益通算が可能です。

特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

(ハ) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。他の口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は源泉徴収されません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

^{*} 2037年12月31日まで適用される税率です。2038年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は2020年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型】

(1)【投資状況】

2020年 3月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,335,877,071	102.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	34,326,380	2.63
合計(純資産総額)		1,301,550,691	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2020年 3月31日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ 新興国成長株マザーファンド	709,855,503	1.8724	1,329,133,444	1.8819	1,335,877,071	102.63

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020年 3月31日現在

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	102.63
合計		102.63

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2020年 3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末 (2015年 3月 2日)	61	61	9,776	9,776
第2特定期間末 (2015年 8月28日)	52	52	8,240	8,240
第3特定期間末 (2016年 2月29日)	38	38	7,488	7,488
第4特定期間末 (2016年 8月29日)	39	39	9,191	9,191
第5特定期間末 (2017年 2月28日)	21	21	9,331	9,331
第6特定期間末 (2017年 8月28日)	215	219	10,837	11,037
第7特定期間末 (2018年 2月28日)	1,401	1,516	11,038	11,938
第8特定期間末 (2018年 8月28日)	3,009	3,109	9,053	9,353
第9特定期間末 (2019年 2月28日)	2,481	2,481	8,275	8,275
第10特定期間末 (2019年 8月28日)	2,015	2,015	7,975	7,975
第11特定期間末 (2020年 2月28日)	1,643	1,643	8,525	8,525

2019年 3月末日	2,484	—	8,382	—
4月末日	2,558	—	8,681	—
5月末日	2,238	—	8,119	—
6月末日	2,291	—	8,518	—
7月末日	2,221	—	8,470	—
8月末日	2,041	—	8,068	—
9月末日	1,975	—	8,259	—
10月末日	1,984	—	8,487	—
11月末日	1,931	—	8,620	—
12月末日	1,887	—	8,969	—
2020年 1月末日	1,885	—	8,824	—
2月末日	1,643	—	8,525	—
3月末日	1,301	—	6,905	—

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 8月28日～2015年 3月 2日	0
第2特定期間	2015年 3月 3日～2015年 8月28日	0
第3特定期間	2015年 8月29日～2016年 2月29日	0
第4特定期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	0
第5特定期間	2016年 8月30日～2017年 2月28日	0
第6特定期間	2017年 3月 1日～2017年 8月28日	200
第7特定期間	2017年 8月29日～2018年 2月28日	900
第8特定期間	2018年 3月 1日～2018年 8月28日	300
第9特定期間	2018年 8月29日～2019年 2月28日	0
第10特定期間	2019年 3月 1日～2019年 8月28日	0
第11特定期間	2019年 8月29日～2020年 2月28日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年 8月28日～2015年 3月 2日	2.2
第2特定期間	2015年 3月 3日～2015年 8月28日	15.7
第3特定期間	2015年 8月29日～2016年 2月29日	9.1
第4特定期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	22.7
第5特定期間	2016年 8月30日～2017年 2月28日	1.5
第6特定期間	2017年 3月 1日～2017年 8月28日	18.3
第7特定期間	2017年 8月29日～2018年 2月28日	10.2
第8特定期間	2018年 3月 1日～2018年 8月28日	15.3
第9特定期間	2018年 8月29日～2019年 2月28日	8.6
第10特定期間	2019年 3月 1日～2019年 8月28日	3.6
第11特定期間	2019年 8月29日～2020年 2月28日	6.9

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数 （口）
第1特定期間	2014年 8月28日～2015年 3月 2日	65,240,196	1,999,204	63,240,992
第2特定期間	2015年 3月 3日～2015年 8月28日	43,476	170,489	63,113,979
第3特定期間	2015年 8月29日～2016年 2月29日	7,920	11,243,437	51,878,462
第4特定期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	2,473,824	11,600,202	42,752,084
第5特定期間	2016年 8月30日～2017年 2月28日	1,449,011	20,926,375	23,274,720
第6特定期間	2017年 3月 1日～2017年 8月28日	177,149,421	1,331,124	199,093,017
第7特定期間	2017年 8月29日～2018年 2月28日	1,092,751,610	21,841,838	1,270,002,789
第8特定期間	2018年 3月 1日～2018年 8月28日	2,224,089,783	169,914,793	3,324,177,779
第9特定期間	2018年 8月29日～2019年 2月28日	24,881,639	350,500,552	2,998,558,866
第10特定期間	2019年 3月 1日～2019年 8月28日	51,855,084	522,704,513	2,527,709,437
第11特定期間	2019年 8月29日～2020年 2月28日	214,958,298	814,310,570	1,928,357,165

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型】

（１）【投資状況】

2020年 3月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,368,946,181	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	114,045	0.00
合計（純資産総額）		2,368,832,136	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2020年 3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・ 新興国成長株マザーファンド	1,258,805,559	1.8724	2,357,012,994	1.8819	2,368,946,181	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020年 3月31日現在

種類	国内／外国	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	100.00
合計		100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2020年 3月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2015年 3月 2日）	2,894	2,947	10,951	11,151
第2特定期間末（2015年 8月28日）	2,244	2,396	8,846	9,446
第3特定期間末（2016年 2月29日）	1,487	1,487	7,542	7,542
第4特定期間末（2016年 8月29日）	1,430	1,430	8,389	8,389
第5特定期間末（2017年 2月28日）	1,313	1,313	9,506	9,506
第6特定期間末（2017年 8月28日）	2,675	2,776	10,659	11,059
第7特定期間末（2018年 2月28日）	6,431	7,034	10,676	11,676
第8特定期間末（2018年 8月28日）	6,537	6,679	9,239	9,439
第9特定期間末（2019年 2月28日）	5,164	5,164	8,562	8,562
第10特定期間末（2019年 8月28日）	4,194	4,194	7,971	7,971
第11特定期間末（2020年 2月28日）	3,041	3,041	8,910	8,910
2019年 3月末日	5,190	—	8,698	—
4月末日	5,354	—	9,096	—

5月末日	4,767	—	8,341	—
6月末日	4,822	—	8,651	—
7月末日	4,676	—	8,695	—
8月末日	4,257	—	8,119	—
9月末日	4,227	—	8,444	—
10月末日	4,223	—	8,767	—
11月末日	4,064	—	8,969	—
12月末日	3,794	—	9,356	—
2020年 1月末日	3,423	—	9,178	—
2月末日	3,041	—	8,910	—
3月末日	2,368	—	7,130	—

(注1)分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

(注2)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注3)月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2014年 8月28日～2015年 3月 2日	200
第2特定期間	2015年 3月 3日～2015年 8月28日	600
第3特定期間	2015年 8月29日～2016年 2月29日	0
第4特定期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	0
第5特定期間	2016年 8月30日～2017年 2月28日	0
第6特定期間	2017年 3月 1日～2017年 8月28日	400
第7特定期間	2017年 8月29日～2018年 2月28日	1,000
第8特定期間	2018年 3月 1日～2018年 8月28日	200
第9特定期間	2018年 8月29日～2019年 2月28日	0
第10特定期間	2019年 3月 1日～2019年 8月28日	0
第11特定期間	2019年 8月29日～2020年 2月28日	0

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2014年 8月28日～2015年 3月 2日	11.5
第2特定期間	2015年 3月 3日～2015年 8月28日	13.7
第3特定期間	2015年 8月29日～2016年 2月29日	14.7
第4特定期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	11.2
第5特定期間	2016年 8月30日～2017年 2月28日	13.3
第6特定期間	2017年 3月 1日～2017年 8月28日	16.3
第7特定期間	2017年 8月29日～2018年 2月28日	9.5
第8特定期間	2018年 3月 1日～2018年 8月28日	11.6
第9特定期間	2018年 8月29日～2019年 2月28日	7.3
第10特定期間	2019年 3月 1日～2019年 8月28日	6.9
第11特定期間	2019年 8月29日～2020年 2月28日	11.8

(注)収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数 （口）
第1特定期間	2014年 8月28日～2015年 3月 2日	2,689,809,544	46,790,937	2,643,018,607
第2特定期間	2015年 3月 3日～2015年 8月28日	307,794,440	414,091,915	2,536,721,132
第3特定期間	2015年 8月29日～2016年 2月29日	47,497,165	611,577,322	1,972,640,975
第4特定期間	2016年 3月 1日～2016年 8月29日	31,780,058	299,548,598	1,704,872,435
第5特定期間	2016年 8月30日～2017年 2月28日	9,956,922	333,147,077	1,381,682,280
第6特定期間	2017年 3月 1日～2017年 8月28日	1,320,844,201	191,945,100	2,510,581,381
第7特定期間	2017年 8月29日～2018年 2月28日	3,986,128,413	472,307,991	6,024,401,803
第8特定期間	2018年 3月 1日～2018年 8月28日	2,250,972,375	1,198,649,839	7,076,724,339
第9特定期間	2018年 8月29日～2019年 2月28日	57,722,723	1,103,042,598	6,031,404,464
第10特定期間	2019年 3月 1日～2019年 8月28日	237,775,797	1,006,736,527	5,262,443,734
第11特定期間	2019年 8月29日～2020年 2月28日	53,237,470	1,902,280,997	3,413,400,207

(注1)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2)第1特定期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

（参考）

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

（１）投資状況

2020年 3月31日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	294,646,255	3.10
	メキシコ	135,901,389	1.42
	ブラジル	389,690,678	4.10
	オランダ	50,108,510	0.52
	ギリシャ	143,150,114	1.50
	ポルトガル	200,251,032	2.10
	イギリス	349,231,589	3.67
	キプロス	78,708,956	0.82
	ポーランド	345,413,678	3.63
	ロシア	135,241,822	1.42
	ケイマン	3,238,705,254	34.07
	マレーシア	44,845,850	0.47
	タイ	75,017,736	0.78
	インドネシア	128,389,704	1.35
	韓国	694,014,579	7.30
	台湾	674,169,690	7.09
	中国	982,070,652	10.33
	インド	198,470,489	2.08
	ケニア	110,301,838	1.16
	南アフリカ	66,991,372	0.70
	小計	8,335,321,187	87.70
オプション証券等	オーストラリア	387,511,037	4.07
投資証券	インド	88,101,772	0.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	693,235,143	7.29
合計（純資産総額）		9,504,169,139	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

2020年 3月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア・娯楽	144,500	5,502.25	795,075,334	5,287.46	764,038,548	8.03
2	ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	小売	230,480	2,281.90	525,932,394	2,531.41	583,439,837	6.13
3	ポーランド	株式	DINO POLSKA SA	食品・生活必需品小売り	81,010	3,853.70	312,188,864	4,263.83	345,413,678	3.63
4	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	63,790	5,760.67	367,473,200	5,354.13	341,540,029	3.59
5	ケイマン	株式	GDS HOLDINGS LTD-ADR	ソフトウェア・サービス	50,980	5,992.71	305,508,820	6,355.67	324,012,159	3.40
6	ケイマン	株式	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	消費者サービス	26,892	12,279.74	330,226,875	11,862.46	319,005,543	3.35

7	中国	株式	KWEICHOW MOUTAI CO LTD A	食品・飲料・タバコ	18,530	16,922.97	313,582,788	16,424.45	304,345,188	3.20
8	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	79,350	3,246.88	257,639,928	3,608.14	286,305,909	3.01
9	韓国	株式	NCSOFT CORP	メディア・娯楽	4,810	60,726.90	292,096,426	55,660.80	267,728,448	2.81
10	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	252,000	1,028.42	259,163,679	960.32	242,001,900	2.54
11	ケイマン	株式	NETEASE INC-ADR	メディア・娯楽	6,960	34,610.08	240,886,223	33,401.01	232,471,066	2.44
12	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	180,000	1,430.89	257,560,806	1,208.03	217,446,300	2.28
13	ケイマン	株式	FU SHOU YUAN INTERNATIONAL	消費者サービス	2,215,000	99.81	221,100,845	93.08	206,183,718	2.16
14	ブラジル	株式	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	公益事業	558,100	386.39	215,645,598	367.98	205,371,200	2.16
15	ケイマン	株式	TAL EDUCATION GROUP-ADR	消費者サービス	35,700	5,859.57	209,186,703	5,659.16	202,032,012	2.12
16	ポルトガル	株式	JERONIMO MARTINS	食品・生活必需品小売り	104,690	1,778.80	186,223,368	1,912.80	200,251,032	2.10
17	アメリカ	株式	MICRON TECHNOLOGY INC	半導体・半導体製造装置	40,750	4,960.47	202,139,210	4,845.11	197,438,298	2.07
18	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	184,500	1,266.40	233,652,276	1,058.61	195,314,652	2.05
19	中国	株式	A-LIVING SERVICES CO LTD-H	商業・専門サービス	381,500	466.31	177,897,273	489.29	186,665,661	1.96
20	台湾	株式	SUNNY FRIEND ENVIRONMENTAL TECHNOLOGY	商業・専門サービス	208,000	940.66	195,658,755	802.36	166,891,920	1.75
21	オーストラリア	オブション証券等	BANK OF FOREIGN(CW/MACQ) 07/06/21	—	581,780	359.97	209,426,167	280.82	163,376,556	1.71
22	ケイマン	株式	JD.COM INC-ADR	小売	35,840	4,399.97	157,694,947	4,395.64	157,539,870	1.65
23	ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	小売	7,006	18,199.64	127,506,684	20,815.91	145,836,294	1.53
24	中国	株式	C&S PAPER CO LTD	家庭用品・パーソナル用品	573,570	237.87	136,436,233	251.26	144,120,743	1.51
25	ギリシャ	株式	OPAP SA	消費者サービス	168,649	1,120.18	188,917,827	848.80	143,150,114	1.50
26	ロシア	株式	SBERBANK-SPONSORED ADR	銀行	136,860	1,467.02	200,777,507	988.17	135,241,822	1.42
27	ケイマン	株式	JINXIN FERTILITY GROUP LTD	ヘルスケア機器・サービス	1,088,800	134.78	146,752,819	117.23	127,644,379	1.34
28	ケイマン	株式	MOMO INC-SPON ADR	メディア・娯楽	53,860	3,612.06	194,545,966	2,316.99	124,793,119	1.31
29	インドネシア	株式	BANK CENTRAL ASIA PT	銀行	667,500	201.16	134,279,306	184.08	122,875,068	1.29

30	ブラジル	株式	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	各種金融	158,300	916.50	145,082,773	774.04	122,530,532	1.28
----	------	----	------------------------------	------	---------	--------	-------------	--------	-------------	------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2020年 3月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	メディア・娯楽	15.14
		小売	9.82
		消費者サービス	9.15
		半導体・半導体製造装置	8.88
		食品・生活必需品小売り	5.74
		食品・飲料・タバコ	5.38
		家庭用品・パーソナル用品	5.10
		ソフトウェア・サービス	4.93
		商業・専門サービス	4.26
		銀行	3.92
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.47
		各種金融	3.05
		保険	2.31
		公益事業	2.16
		ヘルスケア機器・サービス	1.77
		電気通信サービス	1.16
		運輸	0.85
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.37
		耐久消費財・アパレル	0.10
		資本財	0.04
		小計	87.70
オプション証券等	外国	—	4.07
投資証券	外国	—	0.92
合計			92.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績

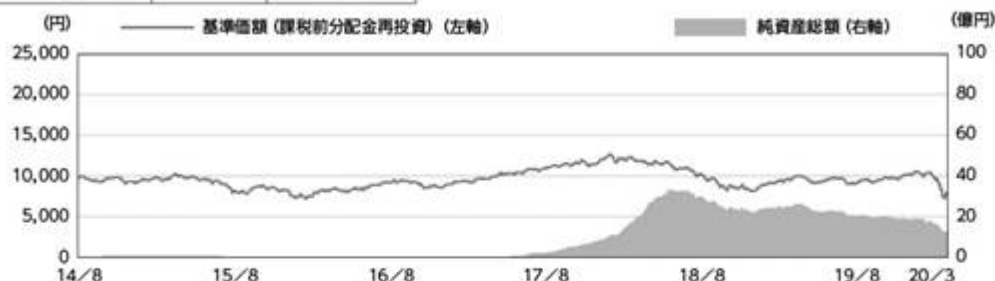
基準日：2020年3月31日

ファンドの運用実績

Cコース（為替ヘッジあり）

基準価額・純資産の推移

基準価額	6,905円	純資産総額	13.0億円
------	--------	-------	--------



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第63期	2019年11月28日	0円
第64期	2019年12月30日	0円
第65期	2020年1月28日	0円
第66期	2020年2月28日	0円
第67期	2020年3月30日	0円
	直近1年累計	0円
	設定来累計	1,400円

資産構成比率

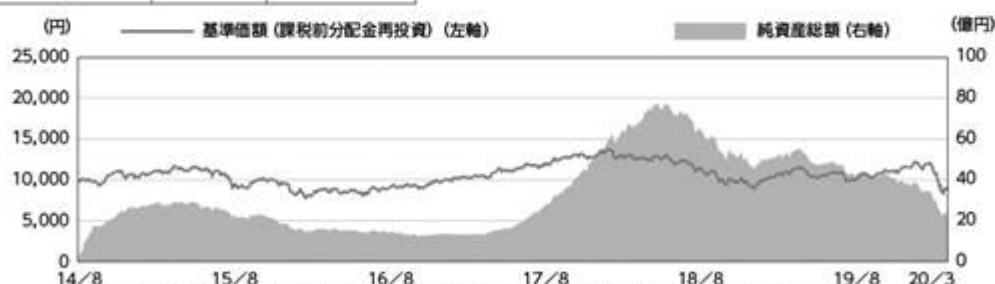
組入資産	比率 (%)
マザーファンド	102.6
現金等	-2.6
合計	100.0

分配金は1万口当たり課税前
 運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

Dコース（為替ヘッジなし）

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,130円	純資産総額	23.6億円
------	--------	-------	--------



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
 基準価額は、1万口当たり、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
 税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

分配の推移

決算期		分配金
第63期	2019年11月28日	0円
第64期	2019年12月30日	0円
第65期	2020年1月28日	0円
第66期	2020年2月28日	0円
第67期	2020年3月30日	0円
	直近1年累計	0円
	設定来累計	2,400円

資産構成比率

組入資産	比率 (%)
マザーファンド	100.0
現金等	-0.0
合計	100.0

分配金は1万口当たり課税前
 運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

ファンドの運用実績

主要な資産の状況（マザーファンドベース）

※ 組入比率は、全て純資産総額に対する評価額の割合です（小数点第2位を四捨五入）。

組入上位10銘柄

（銘柄数：61銘柄）

	銘柄名	セクター	国	組入比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	コミュニケーション・サービス	中国	8.0
2	アリババ・グループ・ホールディング	一般消費財・サービス	中国	7.7
3	ディノ・ポルスカ	生活必需品	ポーランド	3.6
4	ユニリーバ	生活必需品	イギリス	3.6
5	GDSホールディングス	情報技術	中国	3.4
6	ニュー・オリエタル・エデュケーションテクノロジー	一般消費財・サービス	中国	3.4
7	貴州茅台酒（マオタイ）	生活必需品	中国	3.2
8	サムスン電子	情報技術	韓国	3.0
9	NCソフト	コミュニケーション・サービス	韓国	2.8
10	台湾セミコンダクター	情報技術	台湾	2.5
組入上位10銘柄計				41.3

同一発行体で種類の異なる株式（実質的に株式に近い値動きをする株式関連金融商品を含む）の比率は合算しています。ADR/GDRおよび株式関連金融商品の証券価格には、現地の株式の価格や為替レートの変動が反映されます。

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、委託会社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

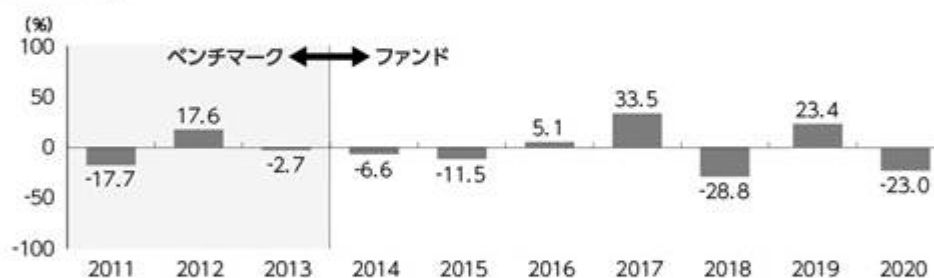
国別配分

国	組入比率(%)
中国	44.1
韓国	7.3
台湾	7.1
ポーランド	5.7
ブラジル	4.1
ベトナム	4.1
イギリス	3.6
アメリカ	3.1
インド	3.0
ロシア	2.8
その他の国	7.8
現金その他	7.3
合計	100.0

国別配分は、発行体の国籍や事業基盤等を考慮して区分しています。

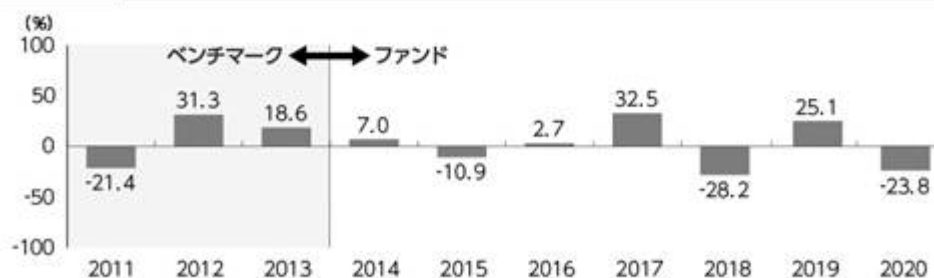
年間収益率の推移（暦年ベース）

Cコース（為替ヘッジあり）



Cコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
 ベンチマーク：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ヘッジベース）
 2013年以前はベンチマークの収益率を表示しています。
 2014年は信託設定日（8月28日）から年末までの収益率を表示、2020年は基準日までの収益率を表示しています。

Dコース（為替ヘッジなし）



Dコースの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
 ベンチマーク：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当金込み、円ベース）
 2013年以前はベンチマークの収益率を表示しています。
 2014年は信託設定日（8月28日）から年末までの収益率を表示、2020年は基準日までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。
 ※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、取得の申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

（2）取扱いコース

Cコース、Dコースそれぞれに、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認のうえお申込みください。

（3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチング（乗換え）により取得申込されるファンドの申込価額は、上記と同じです。ただし、スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

なお、自動けいぞく投資コースの収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

（4）申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

なお、スイッチングのお取扱いに関しても、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.3%（税抜3.0%）を上限とします。）を乗じて得た額とします。

販売会社が定める申込手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後、無手数料で再投資されます。

スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

（6）受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

（7）その他留意点

委託会社は、合理的な理由からファンドの効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付の中止または取消を行う事情等によっては、収益分配金の再投資等に限り受付けることがあります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

（1）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付けを行います。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日には、換金の申込みの受付けは行いません。

換金申込みの受付時間は午後3時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間は販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

スイッチングにより換金申込されるファンドの換金価額は、上記と同じです。ただし、スイッチングのお取扱いに関しては、販売会社にお問い合わせください。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

（3）換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（4）換金手数料

ありません。

（5）信託財産留保額

ありません。

（6）換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

（7）換金の制限について

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、換金の申込みの受付けを中止することができます。

換金申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）にCコースは「新興株C」、Dコースは「新興株D」の略称で掲載されます。

基準価額は日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

<照会先> アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03-5962-9687（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
外国株式	原則として、計算日前日の外国の金融商品取引所の終値で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（2014年8月28日）から2034年8月28日までです。

ただし、委託会社が、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長する場合があります。また、下記「(5)その他 信託契約の解約（繰上償還）」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月29日から翌月28日まで（ただし、閏年を除く3月は3月1日から3月28日まで）とします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a. 委託会社は、以下の事由に該当する場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（イ）Cコース、Dコースの受益権口数の合計が30億口を下回ったとき

（ロ）受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c．上記b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b．からd．までに規定するこの信託契約の解約手続きを行うことが困難なときには適用しません。
- f．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「 信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 信託約款の変更等
- a．委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b．委託会社は、上記a．の事項（信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．上記b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e．上記b．からd．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f．上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者

指図型投資信託に該当するため、信託約款に定める信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎年2月および8月の決算時ならびに償還時に、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）および期間中の運用経過や信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。これにより委託会社は運用報告書を交付したものとみなされます。

なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には交付します。

ホームページアドレス：<https://www.alliancebernstein.co.jp>

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

- a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

（イ）契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

（ロ）委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

（ハ）いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

信託事務の委託

受託会社は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a．一般コースにより取得している場合

毎決算日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b．自動けいぞく投資コースにより取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して 5 営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して、1 口単位または委託会社の指定する販売会社が委託会社の承認を得て定める一部解約単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとし、ただし、受益者は、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たるときは、一部解約の実行の請求をすることはできません。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2019年8月29日から2020年2月28日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	265,056	6,752,876
親投資信託受益証券	2,006,548,725	1,636,727,770
派生商品評価勘定	8,664,614	5,368,447
未収入金	14,970,000	2,900,000
流動資産合計	2,030,448,395	1,651,749,093
資産合計	2,030,448,395	1,651,749,093
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	47,520	929,212
未払解約金	11,464,917	3,957,029
未払受託者報酬	148,520	133,072
未払委託者報酬	2,970,449	2,661,462
未払利息	-	14
その他未払費用	72,189	95,259
流動負債合計	14,703,595	7,776,048
負債合計	14,703,595	7,776,048
純資産の部		
元本等		
元本	2,527,709,437	1,928,357,165
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	511,964,637	284,384,120
（分配準備積立金）	37,676,398	33,144,085
元本等合計	2,015,744,800	1,643,973,045
純資産合計	2,015,744,800	1,643,973,045
負債純資産合計	2,030,448,395	1,651,749,093

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
営業収益		
有価証券売買等損益	128,040,319	257,682,391
為替差損益	73,672,713	90,994,733
その他収益	2,728	-
営業収益合計	54,364,878	166,687,658
営業費用		
支払利息	531	1,259
受託者報酬	1,003,890	851,684
委託者報酬	20,077,757	17,033,674
その他費用	487,941	622,588
営業費用合計	21,570,119	18,509,205
営業利益又は営業損失（ ）	75,934,997	148,178,453
経常利益又は経常損失（ ）	75,934,997	148,178,453
当期純利益又は当期純損失（ ）	75,934,997	148,178,453
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,097,515	11,696,667
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	517,194,849	511,964,637
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,889,996	111,431,070
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,889,996	111,431,070
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,822,302	20,332,339
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,822,302	20,332,339
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	511,964,637	284,384,120

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
	(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	(2) 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、2019年8月29日から2020年2月28日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 2,527,709,437口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 1,928,357,165口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 511,964,637円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 284,384,120円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7975円 (10,000口当たり純資産額 7,975円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8525円 (10,000口当たり純資産額 8,525円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 2019年 3月 1日から2019年 3月28日まで 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 2019年 8月29日から2019年 9月30日まで 該当事項はありません。
2019年 3月29日から2019年 5月 7日まで 該当事項はありません。	2019年10月 1日から2019年10月28日まで 該当事項はありません。
2019年 5月 8日から2019年 5月28日まで 該当事項はありません。	2019年10月29日から2019年11月28日まで 該当事項はありません。

2019年 5月29日から2019年 6月28日まで 該当事項はありません。	2019年11月29日から2019年12月30日まで 該当事項はありません。
2019年 6月29日から2019年 7月29日まで 該当事項はありません。	2019年12月31日から2020年 1月28日まで 該当事項はありません。
2019年 7月30日から2019年 8月28日まで 該当事項はありません。	2020年 1月29日から2020年 2月28日まで 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減を目的として、為替予約取引を利用しております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	同左
---	----

２．金融商品の時価等に関する事項

前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
(１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	(１) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
(２) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	(２) 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左
派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。	派生商品評価勘定 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

１．元本の移動

前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
期首元本額 2,998,558,866円	期首元本額 2,527,709,437円
期中追加設定元本額 51,855,084円	期中追加設定元本額 214,958,298円
期中一部解約元本額 522,704,513円	期中一部解約元本額 814,310,570円

２．売買目的有価証券

(単位：円)

種類	前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	182,387,231	69,739,687
合計	182,387,231	69,739,687

３．デリバティブ取引等関係

前期（2019年 8月28日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	103,320,771	-	103,603,410	282,639
	米ドル	103,320,771	-	103,603,410	282,639
	売建	2,058,889,898	-	2,050,555,443	8,334,455
	米ドル	2,058,889,898	-	2,050,555,443	8,334,455
合計		2,162,210,669	-	2,154,158,853	8,617,094

当期（2020年 2月28日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	191,364,652	-	190,435,440	929,212
	米ドル	191,364,652	-	190,435,440	929,212
	売建	1,849,738,963	-	1,844,370,516	5,368,447
	米ドル	1,849,738,963	-	1,844,370,516	5,368,447
合計		2,041,103,615	-	2,034,805,956	4,439,235

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1．有価証券明細表

(1)株式（2020年 2月28日現在）

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券（2020年 2月28日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド	696,924,748	1,636,727,770	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.6%	696,924,748	1,636,727,770 100.0%	
	合計			1,636,727,770	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	289,237	1,433,165
親投資信託受益証券	4,193,849,463	3,037,405,389
未収入金	17,870,000	67,860,000
流動資産合計	4,212,008,700	3,106,698,554
資産合計	4,212,008,700	3,106,698,554
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,813,568	59,794,422
未払受託者報酬	308,924	254,670
未払委託者報酬	6,178,427	5,093,373
未払利息	-	3
その他未払費用	135,858	176,521
流動負債合計	17,436,777	65,318,989
負債合計	17,436,777	65,318,989
純資産の部		
元本等		
元本	5,262,443,734	3,413,400,207
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,067,871,811	372,020,642
（分配準備積立金）	149,914,157	110,097,538
元本等合計	4,194,571,923	3,041,379,565
純資産合計	4,194,571,923	3,041,379,565
負債純資産合計	4,212,008,700	3,106,698,554

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
営業収益		
有価証券売買等損益	265,434,603	553,405,239
その他収益	1,152	-
営業収益合計	265,433,451	553,405,239
営業費用		
支払利息	1,113	198
受託者報酬	2,105,584	1,749,857
委託者報酬	42,111,468	34,996,988
その他費用	926,054	1,217,238
営業費用合計	45,144,219	37,964,281
営業利益又は営業損失（ ）	310,577,670	515,440,958
経常利益又は経常損失（ ）	310,577,670	515,440,958
当期純利益又は当期純損失（ ）	310,577,670	515,440,958
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,110,453	30,828,791
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	867,042,221	1,067,871,811
剰余金増加額又は欠損金減少額	139,197,593	214,845,842
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	139,197,593	214,845,842
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,339,060	3,606,840
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,339,060	3,606,840
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,067,871,811	372,020,642

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの特定期間は、2019年8月29日から2020年2月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 5,262,443,734口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,413,400,207口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 1,067,871,811円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 372,020,642円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7971円 (10,000口当たり純資産額 7,971円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8910円 (10,000口当たり純資産額 8,910円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 - 円
2. 分配金の計算過程 2019年 3月 1日から2019年 3月28日まで 該当事項はありません。 2019年 3月29日から2019年 5月 7日まで 該当事項はありません。 2019年 5月 8日から2019年 5月28日まで 該当事項はありません。 2019年 5月29日から2019年 6月28日まで 該当事項はありません。 2019年 6月29日から2019年 7月29日まで 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 2019年 8月29日から2019年 9月30日まで 該当事項はありません。 2019年10月 1日から2019年10月28日まで 該当事項はありません。 2019年10月29日から2019年11月28日まで 該当事項はありません。 2019年11月29日から2019年12月30日まで 該当事項はありません。 2019年12月31日から2020年 1月28日まで 該当事項はありません。

2019年 7月30日から2019年 8月28日まで 該当事項はありません。	2020年 1月29日から2020年 2月28日まで 該当事項はありません。
---	---

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 （３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（１）金融商品に対する取組方針 同左 （２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 （３）金融商品に係るリスク管理体制 同左 （４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 （２）時価の算定方法

親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 2019年 3月 1日 至 2019年 8月28日)	当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

当期 (自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
該当事項はありません。

（その他の注記）

１．元本の移動

前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
期首元本額 6,031,404,464円	期首元本額 5,262,443,734円
期中追加設定元本額 237,775,797円	期中追加設定元本額 53,237,470円
期中一部解約元本額 1,006,736,527円	期中一部解約元本額 1,902,280,997円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 (2019年 8月28日現在)	当期 (2020年 2月28日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	389,666,341	127,652,508
合計	389,666,341	127,652,508

３．デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（2020年 2月28日現在）

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券（2020年 2月28日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

親投資信託受益 証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・新 興国成長株マザーファンド	1,293,338,467	3,037,405,389	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.9%	1,293,338,467	3,037,405,389 100.0%	
	合計			3,037,405,389	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型」及び「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型」は「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1. 「アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

貸借対照表

(単位：円)	
対象年月日	(2020年 2月28日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	333,904,096
コール・ローン	9,732,249
株式	10,987,856,255
オプション証券等	596,288,666
投資証券	69,708,743
派生商品評価勘定	44,868
未収入金	144,042,998
未収配当金	7,861,939
差入委託証拠金	21,512,054
流動資産合計	12,170,951,868
資産合計	12,170,951,868
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	55,845
未払金	48,082,415
未払解約金	160,580,000
未払利息	21
流動負債合計	208,718,281
負債合計	208,718,281
純資産の部	
元本等	
元本	5,093,486,381
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,868,747,206
元本等合計	11,962,233,587
純資産合計	11,962,233,587
負債純資産合計	12,170,951,868

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	(自 2019年 8月29日 至 2020年 2月28日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) オプション証券等 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (3) 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 (4) 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 (5) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 (3) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 (4) 為替差損益 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

(2020年 2月28日現在)	
1. 元本の移動	
期首	2019年 8月29日
期首元本額	6,535,541,929円
2019年8月29日より2020年2月28日までの期中追加設定元本額	167,666,779円
2019年8月29日より2020年2月28日までの期中一部解約元本額	1,609,722,327円
期末元本額	5,093,486,381円
期末元本額の内訳*	
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Aコース（為替ヘッジあり）	472,739,580円

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Bコース（為替ヘッジなし）	2,630,483,586円
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）	696,924,748円
予想分配金提示型	
アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）	1,293,338,467円
予想分配金提示型	
2. 2020年2月28日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3485円
(10,000口当たり純資産額)	(23,485円)

（注1）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

附属明細表

第1. 有価証券明細表

（1）株式（2020年2月28日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	78,832	7.72	608,583.04	
	HUAZHU GROUP LDR-ADR	3,250	33.07	107,477.50	
	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	24,722	132.63	3,278,878.86	
	MOMO INC-SPON ADR	53,860	27.71	1,492,460.60	
	YANDEX NV-A	65,790	40.13	2,640,152.70	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-ADR	7,006	205.03	1,436,440.18	
	NEW FRONTIER HEALTH CORP - A	31,390	9.50	298,205.00	
	SBERBANK-SPONSORED ADR	122,947	14.77	1,816,541.92	
	TCS GROUP HOLDING-REG S	114,129	23.60	2,693,444.40	
	GDS HOLDINGS LTD-ADR	38,340	58.51	2,243,273.40	
	BROADCOM INC	3,720	273.95	1,019,094.00	
	MICRON TECHNOLOGY INC	44,940	50.58	2,273,065.20	
	銘柄数：12			19,907,616.80 (2,178,490,506)	
小計	組入時価比率：18.2%			19.8%	
メキシコペソ	FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	223,600	163.40	36,536,240.00	
	GENOMMA LAB INTERNACIONAL - B	380,100	20.68	7,860,468.00	
小計	銘柄数：2			44,396,708.00 (249,509,498)	
	組入時価比率：2.1%			2.3%	
ブラジルリアル	LOCALIZA RENT A CAR	182,235	49.35	8,993,297.25	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	308,600	46.04	14,207,944.00	
	IRB BRASIL RESSEGUROS SA	14,100	34.13	481,233.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	558,100	24.24	13,528,344.00	
小計	銘柄数：4			37,210,818.25 (906,455,532)	
	組入時価比率：7.6%			8.2%	
ユーロ	OPAP SA	312,927	10.52	3,291,992.04	
	PROSUS NV	19,001	65.28	1,240,385.28	
小計	銘柄数：2			4,532,377.32 (545,335,639)	
	組入時価比率：4.6%			5.0%	
英ポンド	NETWORK INTERNATIONAL HOLDIN	15,083	5.46	82,353.18	
小計	銘柄数：1			82,353.18	

				(11,620,857)	
	組入時価比率：0.1%			0.1%	
ポーランドズロチ	DINO POLSKA SA	29,749	146.00	4,343,354.00	
小計	銘柄数：1			4,343,354.00	
				(120,875,541)	
	組入時価比率：1.0%			1.1%	
香港ドル	FU SHOU YUAN INTERNATIONAL	2,215,000	6.84	15,150,600.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	144,500	399.20	57,684,400.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	230,480	205.20	47,294,496.00	
	JINXIN FERTILITY GROUP LTD	1,088,800	10.44	11,367,072.00	
	YESTAR HEALTHCARE HOLDINGS	832,500	1.32	1,098,900.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	184,500	88.35	16,300,575.00	
小計	銘柄数：6			148,896,043.00	
				(2,090,500,443)	
	組入時価比率：17.5%			19.0%	
マレーシアリングット	MY EG SERVICES BHD	1,867,900	1.12	2,092,048.00	
小計	銘柄数：1			2,092,048.00	
				(54,393,248)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
タイバーツ	MUANGTHAI CAPITAL PCL-FOREIGN	660,600	60.75	40,131,450.00	
小計	銘柄数：1			40,131,450.00	
				(139,256,131)	
	組入時価比率：1.2%			1.3%	
インドネシアルピア	BANK CENTRAL ASIA PT	912,000	31,450.00	28,682,400,000.00	
	BANK MANDIRI PERSERO TBK	2,371,500	7,350.00	17,430,525,000.00	
	BANK TABUNGAN PENSIUNAN NASION	361,000	4,040.00	1,458,440,000.00	
小計	銘柄数：3			47,571,365,000.00	
				(371,056,647)	
	組入時価比率：3.1%			3.4%	
韓国ウォン	NCSOFT CORP	1,920	654,000.00	1,255,680,000.00	
	DUZONBIZON CO LTD	12,630	90,900.00	1,148,067,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	11,720	55,900.00	655,148,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS-PREF	112,990	47,550.00	5,372,674,500.00	
	SAMSUNG SDI CO LTD	320	309,500.00	99,040,000.00	
	SK HYNIX INC	26,890	92,800.00	2,495,392,000.00	
小計	銘柄数：6			11,026,001,500.00	
				(995,647,935)	
	組入時価比率：8.3%			9.1%	
新台湾ドル	SUNNY FRIEND ENVIRONMENTAL TECHNOLOGY	208,000	249.50	51,896,000.00	
	MEDIATEK INC	180,000	360.00	64,800,000.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	588,000	316.00	185,808,000.00	
小計	銘柄数：3			302,504,000.00	
				(1,092,039,440)	
	組入時価比率：9.1%			9.9%	
インドルピー	L&T TECHNOLOGY SERVICES LTD	30,302	1,674.85	50,751,304.70	
	HDFC BANK LIMITED	221,264	1,199.45	265,395,104.80	
	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	66,635	2,272.20	151,408,047.00	
	INDUSIND BANK LTD	121,195	1,115.55	135,199,082.25	
	MANAPPURAM FINANCE LTD	513,360	172.05	88,323,588.00	
	MUTHOOT FINANCE LTD	114,928	930.75	106,969,236.00	

小計	HCL TECHNOLOGIES LTD	58,119	573.05	33,305,092.95	
	銘柄数：7			831,351,455.70	
	組入時価比率：10.7%			(1,280,281,241)	11.7%
ケニアシリング 小計	SAFARICOM LTD	4,079,210	28.10	114,625,801.00	
	銘柄数：1			114,625,801.00	
	組入時価比率：1.0%			(123,795,865)	1.1%
南アフリカランド 小計	NASPERS LTD-N SHS	3,571	2,520.00	8,998,920.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	4,070	1,331.72	5,420,100.40	
	銘柄数：2			14,419,020.40	
	組入時価比率：0.9%			(101,798,284)	0.9%
オフショア中国元 小計	HAN'S LASER TECH INDUSTRY	68,800	40.31	2,773,925.87	
	KWEICHOW MOUTAI CO LTD A	17,030	1,086.81	18,508,470.34	
	WULIANGYE YIBIN CO LTD-A	141,096	126.23	17,811,012.28	
	HANGZHOU HIKVISION DIGITAL-A	203,000	36.78	7,466,453.68	
	銘柄数：4			46,559,862.17	
	組入時価比率：6.1%			(726,799,448)	6.6%
合 計				10,987,856,255	
				(10,987,856,255)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 (2020年 2月28日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
オプション証券等	米ドル	BANK OF FOREIGN(CW/MACQ) 07/06/21	581,780.00	2,102,683.82	
		FPT CORP(CW/MAQ)03/31/2021	442,830.00	1,066,991.35	
		HAN'S LASER TECH(CW/UBS)6/3/2020	33,800.00	194,340.36	
		MOBILE WORLD IN (CW/MACQ) 3/31/2020	84,066.00	392,089.79	
		VINCOM RETAIL(CW/MACQ) 3/31/2020	1,356,772.00	1,692,936.68	
	小計	銘柄数：5	2,499,248.00	5,449,042.00	
		組入時価比率：5.0%		(596,288,666)	89.5%
	オプション証券等計			596,288,666	(596,288,666)
投資証券	インドルピー	EMBASSY OFFICE PARKS REIT	103,400	45,265,418.00	
	小計	銘柄数：1	103,400	45,265,418.00	
		組入時価比率：0.6%		(69,708,743)	10.5%
	投資証券計			69,708,743	(69,708,743)
合計				665,997,409	(665,997,409)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2020年 2月28日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	35,346,799	-	35,329,859	16,940
	米ドル	35,346,799	-	35,329,859	16,940
	売建	167,885,758	-	167,879,795	5,963
	米ドル	132,538,959	-	132,539,274	315
	ユーロ	18,270,458	-	18,288,698	18,240
	ポーランドズロチ	17,076,341	-	17,051,823	24,518
合計		203,232,557	-	203,209,654	10,977

(注1)時価の算定方法

為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2)デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(注３)上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型

2020年 3月31日現在

資産総額	1,375,299,606 円
負債総額	73,748,915 円
純資産総額（ - ）	1,301,550,691 円
発行済口数	1,884,927,058 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6905 円

アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型

2020年 3月31日現在

資産総額	2,368,974,696 円
負債総額	142,560 円
純資産総額（ - ）	2,368,832,136 円
発行済口数	3,322,341,230 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7130 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株マザーファンド

2020年 3月31日現在

資産総額	9,596,029,790 円
負債総額	91,860,651 円
純資産総額（ - ）	9,504,169,139 円
発行済口数	5,050,394,286 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8819 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は1,630百万円です。（2020年3月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は100,000株、うち発行済株式総数は32,600株です。

<最近5年間における資本金の額の増減>

2018年9月 資本金の額を130百万円から1,630百万円に増資

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長および取締役社長を各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託することがあります。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業務を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は2020年3月末現在次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70本	2,256,031百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	13本	69,042百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	83本	2,325,074百万円

純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自2018年4月1日 至2018年12月31日）および第24期事業年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	注記 番号	第23期 (2018年12月31日現在)	第24期 (2019年12月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)		千円	千円
流 動 資 産			
預金		2,114,958	2,759,787
有価証券		1,986,627	2,010,114
前払費用		55,561	87,371
未収入金		16,768	17,118
未収委託者報酬		789,456	1,048,114
未収運用受託報酬		558,585	532,203
その他		826	706
流 動 資 産 合 計		5,522,781	6,455,413
固 定 資 産			
有形固定資産			
建物	*2	973,768	871,310
器具備品	*2	335,316	277,251
有形固定資産合計		1,309,084	1,148,561
無形固定資産			
ソフトウェア		-	824
電話加入権		2,204	2,204
無形固定資産合計		2,204	3,028
投資その他の資産			
投資有価証券		26,930	30,091
長期差入保証金		255,800	239,050
長期前払費用		26,626	22,749
繰延税金資産		468,395	496,727
投資その他の資産合計		777,751	788,617
固 定 資 産 合 計		2,089,039	1,940,206
資 産 合 計		7,611,820	8,395,619
(負債の部)			
流 動 負 債			
預り金		34,059	25,383
未払金			
未払手数料		245,481	340,464
未払委託計算費		9,159	10,913
その他未払金	*1	277,420	613,280
未払費用		245,242	263,441
未払賞与		568,818	549,240
未払法人税等		207,469	319,758
前受収益		43,333	33,333
流 動 負 債 合 計		1,630,981	2,155,812
固 定 負 債			
退職給付引当金		370,339	309,930
関係会社長期借入金		1,974,870	1,956,150
固 定 負 債 合 計		2,345,209	2,266,080
負 債 合 計		3,976,190	4,421,892
(純資産の部)			
株 主 資 本			
資本金		1,630,000	1,630,000
資本剰余金			
資本準備金		1,500,000	1,500,000
利益剰余金			
利益準備金		-	-

その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		530,028	883,918
利益剰余金合計		530,028	883,918
株主資本合計		3,660,028	4,013,918
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		24,398	40,191
評価・換算差額等合計		24,398	40,191
純資産合計		3,635,630	3,973,727
負債・純資産合計		7,611,820	8,395,619

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
			金 額	金 額
			千円	千円
営業収益				
委託者報酬			6,043,077	10,610,896
運用受託報酬			970,299	1,175,012
販売代行報酬			29,966	44,467
その他営業収益			315,181	1,668,491
営業収益計			6,728,161	10,161,884
営業経費				
支払手数料			2,489,682	4,431,826
広告宣伝費			42,989	50,469
調査費				
調査費			47,127	58,783
図書費			984	1,005
委託計算費			303,898	443,720
営業雑経費				
通信費			31,096	40,386
印刷費			22,331	22,781
協会費			11,540	17,041
諸会費			1,172	2,357
営業経費計			2,950,819	5,068,368
一般管理費				
給料				
役員報酬			155,979	135,076
給料・手当			976,874	1,357,412
賞与			377,273	583,769
交際費			10,393	8,320
旅費交通費			68,132	74,158
租税公課			60,232	83,585
不動産賃借料			394,435	244,747
退職給付費用			56,275	131,973
固定資産減価償却費			131,709	184,532
関係会社付替費用			359,124	494,692
諸経費			430,121	485,706
一般管理費計			3,020,547	3,783,970
営業利益			756,795	1,309,546
営業外収益				
受取利息			13,687	44,214
為替差益			21,723	18,198
その他営業外収益			1,966	939
営業外収益計			37,376	63,351
営業外費用				

支払利息	*1	22,549	77,593
営業外費用計		22,549	77,593
経常利益		771,622	1,295,304
特別利益			
資産除去債務履行差額		92,990	-
投資有価証券売却益		-	19
特別利益計		92,990	19
税引前当期純利益		864,612	1,295,323
法人税、住民税及び事業税		296,971	464,139
法人税等調整額		37,614	28,332
法人税等計		334,585	435,807
当期純利益		530,027	859,516

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期末残高	130,000	-	32,500	6,231,545	6,264,045	6,394,045	-	6,394,045
当期変動額								
新株の発行	1,500,000	1,500,000	-	-	-	3,000,000	-	3,000,000
剰余金の配当	-	-	△ 32,500	△ 6,231,545	△ 6,264,045	△ 6,264,045	-	△ 6,264,045
当期純利益	-	-	-	530,027	530,027	530,027	-	530,027
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	△ 24,398	△ 24,398
当期変動額合計	1,500,000	1,500,000	△ 32,500	△ 5,701,518	△ 5,734,018	△ 2,734,018	△ 24,398	△ 2,758,416
当期末残高	1,630,000	1,500,000	-	530,028	530,028	3,660,028	△ 24,398	3,635,630

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

(単位：千円)

有価証券報告書（内部投資信託）

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	1,630,000	1,500,000	-	530,028	530,028	3,660,028	△ 24,398	3,635,630
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△ 505,626	△ 505,626	△ 505,626	-	△ 505,626
当期純利益	-	-	-	859,516	859,516	859,516	-	859,516
株主資本以外 の項目の当期変 動額（純額）	-	-	-	-	-	-	△ 15,793	△ 15,793
当期変動額合計	-	-	-	353,890	353,890	353,890	△ 15,793	338,097
当期末残高	1,630,000	1,500,000	-	883,918	883,918	4,013,918	△ 40,191	3,973,727

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（預金と同様の性格を有するもの）

移動平均法による原価法により行っております。

其他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 2 ～ 10年

器具備品 3 ～ 10年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2)外貨建の資産及び負債

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(3)決算期の変更

当社は2018年6月28日開催の臨時株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期末を3月31日から12月31日に変更しました。

したがって、第23期事業年度は2018年4月1日から2018年12月31日までの9ヶ月となっております。

未適用の会計基準等

(1)収益認識に関する会計基準

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)時価の算定に関する会計基準

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

2. 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 (2018年12月31日 現在)	第24期 (2019年12月31日 現在)
*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未払金 155,459千円	未払金 171,135千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 119,938千円 器具備品 73,433千円	建物 225,027千円 器具備品 134,905千円

（損益計算書関係）

第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであり、当社の親会社および海外子会社との移転価格契約に基づく投資顧問業取引に関する調整であります。
その他営業収益 317,804千円 支払利息 22,549千円	その他営業収益 1,671,139千円 支払利息 77,593千円

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	30,000	-	32,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加30,000株は、第三者割当による関係会社に対する新株の発行による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2018年6月28日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	599,914千円
1株当たりの配当額	230,736円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月29日

配当金支払額

2018年9月20日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,664,131千円
1株当たりの配当額	2,178,512円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年9月20日

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	32,600	-	-	32,600

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

2019年8月29日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	505,626千円
1株当たりの配当額	15,510円
基準日	2018年12月31日
効力発生日	2019年 8月30日

（リース取引関係）

第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)		第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料	
1 年内	188,930千円	1 年内	264,498千円
1 年超	881,659千円	1 年超	617,161千円
合計	1,070,589千円	合計	881,659千円

（金融商品関係）

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第23期（2018年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	2,114,958	2,114,958	-
有価証券	1,986,627	1,986,627	-
未収入金	16,768	16,768	-
未収委託者報酬	789,456	789,456	-
未収運用受託報酬	558,585	558,585	-
投資有価証券	26,930	26,930	-
資産計	5,493,324	5,493,324	-
未払金	245,481	245,481	-
未払賞与	568,818	568,818	-
未払法人税等	207,469	207,469	-
関係会社長期借入金	1,974,870	2,046,032	71,162
負債計	2,996,638	3,067,800	71,162

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

- （1） 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金、未払賞与、未払法人税等
 これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- （2） 有価証券
 有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （3） 投資有価証券
 投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- （4） 関係会社長期借入金
 長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）長期差入保証金

長期差入保証金 255,800千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,114,958	-	-	-	-	-
有価証券	1,986,627	-	-	-	-	-
未収入金	16,768	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	789,456	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	558,585	-	-	-	-	-
投資有価証券	26,930	-	-	-	-	-
合計	5,493,323	-	-	-	-	-

（注4）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	-	493,718	1,481,152

合計	-	-	-	-	493,718	1,481,152
----	---	---	---	---	---------	-----------

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金（未払手数料）はこれらの業務にかかる債権債務であります。有価証券は、当社が設定するマネーマーケットファンドへの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。また、主な金融債務は親会社からの借入金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

有価証券は証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金および未払金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債務であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。また、営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。長期借入金は、直接親会社であるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアからの借入金であり、信用リスクはほとんどないものと考えております。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第24期（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	2,759,787	2,759,787	-
有価証券	2,010,114	2,010,114	-
未収入金	17,118	17,118	-
未収委託者報酬	1,048,114	1,048,114	-
未収運用受託報酬	532,203	532,203	-
投資有価証券	30,091	30,091	-
資産計	6,397,427	6,397,427	-
未払手数料	340,464	340,464	-
未払委託計算費	10,913	10,913	-
その他未払金	613,280	613,280	-
未払費用	263,441	263,441	-
未払賞与	549,240	549,240	-
未払法人税等	319,758	319,758	-
関係会社長期借入金	1,956,150	2,122,219	166,069
負債計	4,053,246	4,219,315	166,069

（注1）金融商品時価の算定方法に関する事項

- （１） 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、未払委託計算費、その他未払金、未払費用、未払賞与、未払法人税等 これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
- （２） 有価証券
有価証券につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- （３） 投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
- （４） 関係会社長期借入金
長期借入金は親会社からの借入れであり、時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）長期差入保証金

長期差入保証金 239,050千円は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,759,787	-	-	-	-	-
有価証券	2,010,114	-	-	-	-	-
未収入金	17,118	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,048,114	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	532,203	-	-	-	-	-
投資有価証券	30,091	-	-	-	-	-
合計	6,397,427	-	-	-	-	-

（注4）長期借入金の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	-	-	489,038	-	1,467,112
合計	-	-	-	489,038	-	1,467,112

（有価証券関係）

第23期（2018年12月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	26,930	30,000	3,070
	小計	-	-	-

合計	26,930	30,000	3,070
----	--------	--------	-------

（注）有価証券のうち1,986,627千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

第24期（2019年12月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	30,091	30,000	91
	小計	30,091	30,000	91
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		30,091	30,000	91

（注）有価証券のうち2,010,114千円は預金と同様の性格を有するため、取得原価をもって貸借対照表計上額としているため、上表には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却した投資有価証券

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,019	19	-
合計	1,019	19	-

（退職給付関係）

第23期 （自 2018年 4月 1日 至 2018年12月31日）	第24期 （自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日）																
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>369,114 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>37,725 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>36,500 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>370,339 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	369,114 千円	退職給付費用	37,725 千円	退職給付の支払額	36,500 千円	期末における退職給付引当金	370,339 千円	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 2.確定給付制度 (1)退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>370,339 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>70,111 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>130,520 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>309,930 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	370,339 千円	退職給付費用	70,111 千円	退職給付の支払額	130,520 千円	期末における退職給付引当金	309,930 千円
期首における退職給付引当金	369,114 千円																
退職給付費用	37,725 千円																
退職給付の支払額	36,500 千円																
期末における退職給付引当金	370,339 千円																
期首における退職給付引当金	370,339 千円																
退職給付費用	70,111 千円																
退職給付の支払額	130,520 千円																
期末における退職給付引当金	309,930 千円																

(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表		(2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表	
積立型制度の退職給付債務	-	積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-	年金資産	-
	-		-
非積立型制度の退職給付債務	370,339 千円	非積立型制度の退職給付債務	309,930 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,339 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	309,930 千円
退職給付引当金	370,339 千円	退職給付引当金	309,930 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,339 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	309,930 千円
(3)退職給付に関連する損益		(3)退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	37,725 千円	簡便法で計算した退職給付費用	70,111 千円
3.確定拠出制度		3.確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、18,550千円でありました。		当社の確定拠出制度への要拠出額は、24,533千円でありました。	

(税効果会計関係)

第23期 (2018年12月31日現在)	第24期 (2019年12月31日現在)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 千円	繰延税金資産 千円
固定資産	固定資産
未払事業税否認 7,419	未払事業税否認 10,672
未払費用否認 74,829	未払費用否認 81,261
親会社持分報酬制度負担額 76,729	親会社持分報酬制度負担額 94,241
賞与引当金損金算入限度超過額 158,627	賞与引当金損金算入限度超過額 154,733
貯蔵品 1,000	貯蔵品 1,745
減価償却超過額 25,093	減価償却超過額 50,934
退職給付引当金損金算入限度超過額 111,431	退職給付引当金損金算入限度超過額 92,934
原状回復費用否認 11,282	原状回復費用否認 16,722
長期繰延資産（移転支援金） 13,269	長期繰延資産（移転支援金） 10,207
その他 1	繰延税金資産小計 513,449
繰延税金資産小計 479,678	将来減算一時差異における評価性引当額 16,722
将来減算一時差異における評価性引当額 11,283	繰延税金資産計 496,727
繰延税金資産計 468,395	
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6 %	法定実効税率 30.6 %
(調整)	(調整)
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 6.1	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 2.1
評価性引当額取崩し 1.3	評価性引当額取崩し 0.4
その他 0.7	その他 0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.7 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.6 %

(資産除去債務関係)

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

第24期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了　時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（関連当事者情報）

第23期（自2018年4月1日　至2018年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,115,546 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	317,804	未払金	155,459
							諸経費の支払	359,123		

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ	-	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	資本再構築につき増資	3,000,000	-	-

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、株主総会の決議に基づき決定をしております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千米ドル)	科目	期末残高 (千米ドル)
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	18,000	関係会社 長期借入金	18,000
							支払　利息	201	その他 未払金	201

（注）１．上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

3. 弊社の直接親会社であったアライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクの清算に伴い、同社の親会社であったアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが2018年10月1日付で弊社の100%直接親会社となりました。なお変更後もアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが弊社の100%間接親会社であることには変わりはありません。

また、2018年9月20日付に、資本再構築のため資本金1,500,000千円および資本準備金1,500,000千円の増資を行い、長期借入金につきましても、アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアから借入を受け入れております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

* 弊社の直接親会社であったアライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクの清算に伴い、同社の親会社であったアライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアが2018年10月1日付で弊社の100%直接親会社となりました。なお変更後もアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが弊社の100%間接親会社であることには変わりはありません。

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,215,426 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,671,139	未払金	171,135
							諸経費の支払	494,692		

（注）1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千米ドル）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千米ドル）	科目	期末残高（千米ドル）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	157,256	持株会社	（被所有） 直接100.0	資金の提供	長期借入金の借入	-	関係会社 長期借入金	18,000
							支払 利息	713	その他 未払金	199

（注）1. 上記金額は、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、長期借入契約に基づき決定をしております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェア（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ・エクイタブル・ホールディングス・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第23期（自2018年4月1日 至2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	6,043,077	970,299	29,966	315,181	6,728,161

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	合計
7,045,965	317,804	6,728,161

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%超に該当する項目はございません。

第24期（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者 報酬	運用受託 報酬	販売代行 手数料報酬	その他 営業収益	合計
外部顧問への 売上高	10,610,896	1,175,012	44,467	1,668,491	10,161,884

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他	合計
11,788,557	1,663,507	36,834	10,161,884

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、本事業年度損益計算書の営業収益の10%を超える相手先は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投信投資顧問業）に対する 1,663,507千円となります。

（1株当たり情報）

項 目	第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
1株当たり純資産額	111,522 円 39 銭	121,893 円 48 銭

1株当たり当期純利益	38,307 円 79 銭	26,365 円 54 銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	第23期 (自2018年 4月 1日 至2018年12月31日)	第24期 (自2019年 1月 1日 至2019年12月31日)
当期純利益（千円）	530,027	859,516
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	530,027	859,516
期中平均株式数（株）	13,836	32,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2019年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	
フィデリティ証券株式会社	9,257百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社（Ｃコースおよびマザーファンドの投資顧問会社）

名 称	資本金の額 (2019年12月末現在)	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	40億17百万米ドル [*] （約4,401億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝109.56円 （2019年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資運用業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約28億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝143.48円（2019年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約7億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝76.52円（2019年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約11億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝14.07円（2019年12月30日の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

*出資者に帰属するパートナー資本を記載しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

Ｃコースおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、信託財産の運用の指図の一部（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・コーポレーション・オブ・デラウェアは委託会社の全株を保有し、同社および、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

2019年9月10日 臨時報告書

2019年11月27日 有価証券報告書

2019年11月27日 有価証券届出書

2019年12月10日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年3月13日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型の2019年8月29日から2020年2月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり）予想分配金提示型の2020年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年4月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型の2019年8月29日から2020年2月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型の2020年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。